

稚内市高齢者保健福祉計画・第8期稚内市介護保険事業計画（素案） に係るパブリックコメントの実施結果について

この度、「稚内市高齢者保健福祉計画・第8期稚内市介護保険事業計画（素案）」に係るパブリックコメントを実施に際しまして、市民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただいた意見と市の考え方について、下記のとおり取りまとめましたので公表します。

【パブリックコメントを実施した案件】

稚内市高齢者保健福祉計画・第8期稚内市介護保険事業計画（素案）

【募集期間】

令和3年2月2日（火）～令和3年2月16日（火）

【募集方法等】

市ホームページに掲載し、長寿あんしん課、宗谷・沼川支所、図書館等に計画書（素案）を備え付け、意見を募集しました。

【提出件数】

1件

【提出された意見等の要旨及び市の考え方】

No.	提出いただいた意見等の要旨	市の考え方
1	<p>【介護保険料について】</p> <p>新たな介護保険料が公表されましたが、介護保険料は毎期のように上がり続けています。</p> <p>高齢化率・要介護者数上昇の影響はありますが、それに対し、介護保険サービス利用は、必要とするサービスが狭められ、保険外負担が増加しています。</p> <p>また、介護報酬の引き上げで利用者の負担は増すばかりです。</p> <p>市の素案には、介護区分別の介護費用支給額が示されていないので正確には分かりませんが、各区分の利用者の要介護度別支給額は「区分支給限度基準額」の半分程度ではないでしょうか。</p> <p>それは、介護サービスの必要がないからだけでなく、使いたくても費用負担が重いから使えないということがあるのでないでしょうか。</p> <p>介護保険料が月額 5,500 円を超えることは大変なことです。</p> <p>第 1 号被保険者の所得構造や後期高齢者の割合によって国の調整交付金が減らされるとのことですが、過疎地域を益々苦境に追いやる国の仕組みには納得できません。</p> <p>国への働きかけは別途のことからですが、必要な介護利用の抑制とならないよう、市として知恵を絞って頂いて、介護保険料の上げ幅を縮小してくださいよう、ご検討をよろしくお願い致します。</p>	<p>介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う仕組みであり、介護サービスに必要な費用は、利用者負担を除いて 50%を国・道・市の公費で、50%を介護保険料で賄われており、これは法令で定められております。</p> <p>本市においても団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年に向けて、要介護認定者数増加に伴い、介護サービスを必要とされる方が増えていくことや、国における、介護報酬の引き上げの影響などにより、給付費が増加することから、第 8 期の保険料は引き上げざるを得ませんでした。</p> <p>抑制策としては、介護給付費準備基金を、可能な限り活用し、介護保険料の上昇を抑えております。</p> <p>また、本市での段階別保険料については、第 7 期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しております。</p> <p>本市としましては、今後も安定的な介護保険制度の運営が確保されるよう取り組んでまいります。</p>